

## 手数料の見直し（案）

事務の名称	屋外広告物関係事務
-------	-----------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。  
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称・区分		単位	料金			
			改定前	改定後（案）	改定見込額	
許可申請手数料	はり紙	枚	5	5	0	
	広告旗又は立看板等	枚	260	<u>270</u>	10	
	広告幕	枚	480	<u>500</u>	20	
	気球	個	1,300	<u>1,350</u>	50	
	電柱又は鉄柱の巻付又は突出広告	個	260	<u>270</u>	10	
	その他の広告物又は掲出物件	0.5㎡未満	個	160	<u>170</u>	10
		0.5㎡以上1㎡未満	個	260	<u>270</u>	10
		1㎡以上2㎡未満	個	420	<u>440</u>	20
		2㎡以上5㎡未満	個	1,050	<u>1,100</u>	50
		5㎡以上10㎡未満	個	2,100	<u>2,200</u>	100
		10㎡以上15㎡未満	個	3,200	<u>3,350</u>	150
		15㎡以上20㎡未満	個	4,250	<u>4,450</u>	200
		20㎡以上25㎡未満	個	5,300	<u>5,550</u>	250
		25㎡以上30㎡未満	個	6,350	<u>6,650</u>	300
30㎡以上35㎡未満		個	7,400	<u>7,750</u>	350	
35㎡以上40㎡未満	個	8,500	<u>8,900</u>	400		
40㎡以上	個	8,500円に、1㎡増すごとに420円を加算した額	8,900円に、1㎡増すごとに440円を加算した額	-		

【備考】

改正前	改正後（案）
1 照明を伴うものについては、上記の金額にその10割を加算する。	1 （同左）
2 広告物又は掲出物件の変更により面積が増大した場合の手数料の金額は、新たに算出した手数料の額と既に納付した額との差額とする。	2 （同左）

（単位：円）

手数料の名称・区分	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
屋外広告業者登録手数料	件	10,000	10,000	0
屋外広告業者更新登録手数料	件	10,000	10,000	0
講習手数料	人	2,000	2,000	0